

第7回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会

会 議 概 要

日時：平成16年12月5日（日）午後4時20分から
場所：日吉町町民センター 大ホール

第7回園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議概要

開催日時	平成16年12月5日(日) 午後4時20分から 午後5時42分まで
開催場所	日吉町町民センター 大ホール
議長氏名	野中 一二三 会長
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり
欠席者氏名	廣瀬 傳次 委員、滝村 尚史 委員、 齊藤 進 委員、新田 一郎 委員
事務局氏名	別紙「事務局名簿」のとおり
会議録署名委員	中川 幸朗 委員、出野 敏 委員
公開・非公開の別	公開
傍聴人の人数	19名(うち報道関係 5名)

議 事	会議事項	別紙次第のとおり
	その他項目	
	会議経過	別添のとおり
	会議資料	別添「資料」のとおり

出席者名簿

< 1号委員 >

野中 一二三 会長
岸上 吉治 副会長
仲村 脩 副会長
中島 三夫 副会長
奥村 善晴 委員
浅野 敏昭 委員
箱田 博治 委員

< 2号委員 >

中川 圭一 委員
高橋 芳治 委員
井尻 治 委員
柿迫 義昭 委員
村田 憲一 委員
吉見 徳寛 委員
吉田 繁治 委員
長野 弘 委員
谷 義治 委員
中川 幸朗 委員
出野 敏 委員
古屋 正雄 委員

< 3号委員 >

上野 嘉雄 委員
前田 三子 委員
田中 博 委員
牧野 修 委員
川勝 儀昭 委員
谷 幸 委員
中川 晃 委員
福嶋 利夫 委員
藤岡 裕英 委員
藤林 芳朗 委員
湯浅 満男 委員
吉田 紀子 委員
吉川 元治 委員
上原 正義 委員
大牧 義夫 委員
佐々木 智康 委員
中西 多嘉子 委員
末武 徹 委員
竹内 啓雄 委員

事務局名簿

事務局長	奥村 善晴
事務局次長総務班班長	山脇 惠次
参事	峯松 裕之
参事補佐	村上 章
企画班班長	伊藤 泰行
調整第1班班長	大野 光博
調整第2班班長	永口 茂治
総務班	塩貝 潔子
企画班	国府 諭史朗
調整第1班	吉田 惠
調整第2班	市原 丞

専門部会長名簿

総務部会	松田 清孝
議会部会	木村 清司
税務部会	松本 国夫
企画財政部会	塩貝 悟
住民部会	栃下 辰夫
保健福祉部会	山内 晴貴
教育部会	川邊 清史
建設部会	西岡 克己
産業経済部会	神田 衛
上下水道部会	井上 修男

第7回 園部町・八木町・日吉町・美山町合併協議会 会議経過

1. 開 会

- ・ 事務局より配付資料確認

2. 挨拶（成立報告含む）

野中会長

それでは大変お忙しい中、お集まり頂きましたことにまず厚くお礼を申し上げます。なお、我々それぞれ町長なり議会の関係者、前の会議が遅くなりましたので、皆さんに大変早くからお集まり頂きましたところ、また今日まで（協議会の開催が）大変遅くなって申し訳ないことにまずお詫びを申し上げておきたいと存じます。

3. 議 事

- ・ 協議会規約第10条第2項「会長は会議の議長となる」により野中会長が議長
- ・ 野中議長より本日の会議の議事録の署名人2名（中川 ^{ゆきお}幸朗委員、出野 ^{さとし}敏委員）を指名

（1） 協議事項

（ 新市建設計画策定小委員会関係 ）

別紙資料に基づき、協議第108・109号（2議案）を、新市建設計画策定小委員会・野中委員長より説明。

協議第108号： 5 財産及び債務の取扱いに関する事【説明】

分類項目1「財産」、調整項目1「行政財産」・項目調整2「普通財産」は、調整結果については「現行のまま新市に継承する。財産台帳の整備と併せ、公有財産管理システムを導入する。」とする。主な内訳は、行政財産（土地）1,930筆、1,253,205.73㎡、建物棟数533棟、建物面積211,860.45㎡。普通財産（土地）2,173筆、3,524,213.3㎡、建物棟数9棟、建物面積999.84㎡である。項目3「その他財産 財産区 覚書土地」については、小委員会での意見として「財産区には権利者があり利害関係がある。これを新市に引き継げるのか。払い下げの方法を検討すべきではないか。」、また「財産区の管理運営に係る費用はどこが持つのか。権利は地元があり、費用だけを新市が持つのは問題が生じる。」等の意見があり、払い下げ等合併までに一定の整理も必要であることも踏まえて、調整結果としては「旧

4町における地方自治法上の財産区については、その運営も含め現行のままとする。覚書土地については、現行のまま新市に継承する。」とする。また、項目4「土地開発基金保有地」については、4町合わせて41筆、43,524.27㎡を「現行のまま新市に継承する。」とする。

分類2「債務」、項目1「土地開発公社所有地・債務の処理について」、当初事務局提案では「現行のまま新市に継承する。」であったが、合併までに一定の整理も必要であることから、調整結果としては「合併までに各町で可能な限り整理を図る。残った土地先行取得の分は、新市に継承する。」とする。

分類9「地方債残高」、「1 普通会計地方債残高」・「2 特別会計地方債残高」では、各町の残高はもちろん、交付税措置見込み額等を小委員会委員で確認し、「現行のまま新市に継承する。」とする。

分類11「債務負担の状況」、項目1「債務負担行為」では、当初の事務局提案では「土地先行取得は新市に継承する。土地以外の債務は、債務負担の対象外とする。」と提案されたものを、先に報告した分類2「債務」と同じ調整結果とするとともに、土地以外の債務負担が設定されているものについては、「それぞれの調整結果を優先する。」とし、また「土地以外の債務は、債務負担行為の対象外とする。」とする。

分類12「出資・出捐等の状況」、項目1「有価証券」では、日吉町・美山町で保有されており、「現行のまま新市に継承する。」こととする。項目2「出資金」では、事務局提案の「現行のまま新市に継承する。」を、合併までに各町で一定の調整をお願いするという観点から、調整結果として「4町に共通のものと単独のものがあり、合併までに各町で各団体等の運営形態について整理を図った上で、継続していく団体等についてはその出資金を新市に継承する。」とする。項目3の「出捐金」についても、調整結果は「4町に共通のものと単独のものがあり、合併までに各町で各団体等の運営形態について整理を図った上で、継続していく団体等についてはその出捐金を新市に継承する。」とする。項目4「財政調整基金・減債基金残高」では、15年度末残高及び16年度当初予算編成後残高が示され、事務局案では「現行のまま新市に継承する。」と提案されたが、例年以上に予算執行等には留意する必要があることから、調整結果は、「平成16・17年度の財政運営については、従来以上に効率的な予算執行に努めるものとし、新市に継承する。」とする。項目5「特定目的基金残高」については、調整結果として「合併時に、同一目的基金は統合する。特殊事情のある基金は、使用範囲を限定して新市に継承する。設置目的(意義)が完了した基金は、合併までに整理する。」とする。項目6「定額運用基金積立額」は、調整結果として「土地開発基金は、現行のまま新市に継承する。その他の基金は、制度も含めて合併までに整理する。」とする。

分類15「債権」、項目1「貸付金」において、くらしの資金貸付金等の「住民福祉に係る貸付金は、現行どおり新市に継承する。地域総合整備貸付金は、現行どおり新市に継承する。」

また、その他の貸付金については「合併までに整理する方向で検討する。」という事務局案のとおり小委員会決定とする。

全員賛成で協議会決定。

協議第109号： 21-1- 第三セクター等の取扱い【説明】

4町で「第三セクター等」としては8団体、「公社」としては3団体の合計11団体があり、当初事務局の提案としては「現行のまま新市に継承する。」としていたものを、民間移行等も考慮に入れる必要から、調整結果としては、「合併までに各町で調整し、民間に移行できるものは移行し、それを踏まえて新市に継承する。」とする。

全員賛成で協議会決定。

=====

(総務・企画・議会小委員会関係)

別紙資料に基づき、協議第110号から協議第114号まで(5議案)を、総務・企画・議会小委員会・高橋委員長より説明。以下は、10月12日の第8回及び、11月2日の第9回の小委員会で協議し、決定したものである。なお提案の説明は、各協議事項ともその主なものとする。

協議第110号： 6 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事【説明】

議会議員の「定数」、「選挙区」、「常任委員会」等の新市議会の構成に関する事項。分類項目1「議会の構成」、調整項目1「議員」の「議員定数」は、調整結果として「議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数26人とする。」とする。すなわち「定数に関する特例」、「在任に関する特例」は、いずれも適用しないという事である。なお、現在4町議会議員の条例定数は、60人となっている。「選挙区」については、事務局提案は「市議会議員の選挙区は、旧町の区域に1選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。」とし、「旧園部町区域：9人、旧八木町区域：7人、旧日吉町区域：5人、旧美山町区域：5人」、「なお、将来における選挙区については、新市において協議するものとする。」と提案があった。協議において委員より「旧町ごとの定数算出の根拠は何か。」との問いに、事務局より「『公職選挙法では、原則1市1選挙区となっているが、合併等の特別な場合に限り、選挙区を設ける事ができる。』となっている中で、議会の意向を尊重し、対等合併や互譲の精神を勘案しながら、均等割3名、残りを有権者数に重きを置いた人口割で算出した。」と答弁があった。そして、委員より「地域の事情が違う4町の合併であり、地域の意見を反映する選挙区割を敷いたことについては賛成する。」との発言があり、また委員より「この提案は、最初の選挙に限るのか。ならば、その事を明記すべきでないか。」と提起があった。協議の結果、調整結果(案)のとおり「新市発足時に限り、市議会議員

の選挙区は旧町の区域に1選挙区を設け、各選挙区の定数は次のとおりとする。」として、各選挙区の定数は提案のとおりとする。なお、委員より「選挙区について各町議会の意向をまとめた際、初回選挙から1つの選挙区とした方がよい。」との意見もあった事も加えておく。項目2「任期申し合わせ事項」、項目3「議席の指定基準」については、「新市移行後、すみやかに調整する。」とする。項目4「常任委員会」については、現在、各町議会で2ないし3の常任委員会が設置されているが、調整結果は「3常任委員会とし、名称については新市において決定する。」とし、項目5「議会運営委員会」は「新市移行後、すみやかに調整する。」とする。

分類2「議会の予算」、項目1「議会費」の「報酬」、「旅費」については、7月28日の第3回合併協議会で、協定項目10「特別職等の身分の取扱いに関する事」において協議会決定済みである。「負担金」については、「法令外負担金については、基本的に支出しないこととする。ただし、組織運営上必要な負担金については、新市においても支出する。」との調整結果とする。

分類3「本会議」、項目1「定例会」は「年4回の開催とする。」とし、項目2「臨時会」は「随時開催とする。」とする。

分類4「委員会の運営」、項目1「特別委員会」は現在各町議会で、議会広報、環境対策、鉄道国道対策等として特別委員会が設置されているが、調整結果としては、「新市移行後、すみやかに調整する。」とする。項目2「傍聴の取扱い」は、各町議会ともに「委員長の許可による。」として運営されており、調整結果としては「現行のまま、新市に継承する。」とする。

分類5「一般質問・緊急質問・議案質疑」については、通告締切日、質問時間等について現在各町議会で違いがあり、調整結果は「新市移行後、すみやかに調整する。」とする。

分類6「議会の条例等」は、「議会委員会条例・議会会議規則」等多くの条例・規則があるが、調整結果としては「新市発足までに、整理、統合をし、条例、規則は新市発足時に施行する。」とする。

以上の協議経過により、「協定項目6 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事」について、調整結果(案)のとおり小委員会決定とする。

全員賛成で協議会決定。

協議第111号： 11 条例、規則等の取扱いに関する事【説明】

新市における各分野の条例・規則・要綱・規程等の制定についての事項。

分類項目1「例規整備」について、4町で各分野にわたり本年6月30日現在で「条例698件」、「規則525件」、「告示443件」、「訓令137件」、「規程61件」、「要綱25件」の合計1,889件の例規が制定され、行政執行がされているが、合併に伴い4町全ての条例・規則等は失効することとなる。この調整結果としては、「条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議、承認された各種事務事業等の調整方針に基づき、次の区分により整備する。」とし、「1 .

合併と同時に即時制定し施行させるもの 条例 専決処分により施行、規則等 職権により施行」、「２．合併後、逐次制定し施行するもの 議案提出権が長にない条例、各行政委員会等の規則等、告示、訓令等で、合併時に制定施行が困難なもの等」、「３．暫定措置として一定の地域に施行するもの」として例規の整備を図り、行政執行に支障をきたさないようにすることとする。委員から「新市発足時の条例等は、合併協議会で諮られるのか。」との質問があった。事務局より「新市発足時に制定しなければならない条例等については、市長職務執行者により専決処分することとなる。制定事務は、今後準備室において進めていく。」と答弁があり、調整結果(案)のとおり小委員会決定とする。

全員賛成で協議会決定。

協議第 112 号： 19 - 1 自治会、行政連絡機構の取扱い(その 2)【説明】

8月26日の第4回合併協議会で決定済みの「自治会、行政連絡協議会、地縁団体」と同一の協定項目であり、本日は「美山町における地域振興会」に関する事項。

分類項目4「地域振興会」、調整項目1「組織」として、美山町で5つの地域振興会が設置されており、その事務内容は「1 住民の利便性を図る」として、「住民票等の交付。福祉・医療・環境への対応。公金の取扱い。各種相談。」、「2 地域課題の掘り起こし」として、「地域産業の振興。文化活動。」、「3 人材の発掘と育成」として、「公民館事業。」等として、平成13年度に発足設置され、地域に根ざした活動をされ、地域の拠点として対応が行われてきた。調整結果について、事務局より「新市において継続する。」と提案があり、委員より「合併特例法でいう地域審議会との整合性は、どのように考えているのか。連携や役割分担からして、併せ考えた方がよいのではないか。」との質問があったが、事務局より「合併特例法第5条の4に基づく地域審議会や、地方自治法第202条の4の地域自治区とは関係なく、自治会組織として現行ある地域審議会を継続する、と調整している。」と答弁があった。さらに委員より「地域振興会を否定しているのではなく、美山町を参考にしながら、よいものは全市に組織してはどうか。」と意見があったが、他の委員より「地域振興会は、広範な地形と併せ、高齢化・過疎化が進む美山町の地域独自の取り組みであり、各町の自治会組織もある中で、全市に広める事は難しい。」との発言があった。調整結果について諮ったところ特に異議なく、調整結果(案)のとおり小委員会決定とする。

全員賛成で協議会決定。

協議第 113 号： 19 - 7 防災関係の取扱い(その 2)【説明】

「各種消防施設の整備に関する行政負担」についての項目である。

分類項目10「消防施設、整備の事業計画」、調整項目1「防火防災施設整備」については、現在4町で、防火水槽、消火栓、ポンプ格納庫、消防詰所などの新設・維持修繕等について、そ

それぞれの事業取り組みがされ、町4割負担、町3分の1負担、町全額負担など、相違がある。調整結果は、「制度は新市に引継ぎ、補助基準や負担割合については、新たに作成する消防計画で一元化を図る。」とする。

協議において委員より「どのように一元化されるのか。」との質問に、事務局より「施設により国等の補助内容も違うので、新市発足までに策定する消防計画の中で、財政的なことも併せて、各町の消防施設整備計画との調整も図っていく。」と答弁があった。

以上、調整結果(案)のとおり、小委員会決定とする。

全員賛成で協議会決定。

協議第114号： 21-1- JR対策の取扱い【説明】

「JRの利用増進対策」、特に日吉駅の利用増進対策についての項目。

分類項目2、調整項目1「JR対策」は、利用増進対策として日吉駅に嘱託職員を配置し、毎日1名が乗車券類簡易委託販売等を行われている。協議の中で、委員より「日吉駅に嘱託職員を置くことで、JRの利用増進につながっているのか。」との意見に、事務局より「職員がいることにより安心はある。比較は出来ていないが、利用増進につながっていると考えている。」と答弁があった。さらに委員より「新市における、JR利用増進対策を考えていく必要がある。」との発言があり、継続協議とし、改めて協議を致した結果、調整結果としての「現行のまま新市に継承する。なお、新市においてJRの利用増進対策を協議検討する。」との事務局提案を小委員会決定とする。

全員賛成で協議会決定。

=====

(住民・福祉・保健衛生・環境小委員会関係)

別紙資料に基づき、協議第115号から協議第121号まで(7議案)を、住民・福祉・保健衛生・環境小委員会・井尻委員長より説明。以下は、10月28日の第9回小委員会、11月15日の第10回小委員会において、決定した内容についての報告である。

協議第115号： 14-3 使用料及び手数料等の取扱いに関する事【説明】

生活環境関係の分類項目1「使用料」については、美山町において設置されている火葬場は第3回合併協議会で、地理的条件等から新市に引き継ぐことと決定済みなので、使用料についても「現行のとおり徴収する。」こととする。

福祉関係の「老人福祉センター、保健センター使用料」については、現在、園部町のこむぎ山健康学園、八木町の老人福祉センター、美山町の高齢者コミュニティセンターについて、条例に基づき使用料が定められ徴収されている。調整結果としては、「各施設の規模と設備等が異なる

状況から、現行のまま新市に継承する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第116号： 15-3 公共的団体等の取扱いに関する事【説明】

生活環境関係の団体は、廃棄物の最終処理処分地等の関係で加盟している阪神京滋フェニックス事業連絡協議会」には4町が加盟し、「新市においても加盟する。」こととする。日吉町・美山町の加盟している「由良川水質汚濁防止連絡協議会」についても、「新市においても加盟する。」こととする。日吉町の加盟している「京都府廃棄物対策協議会」については、「新市においては加盟しない。」こととする。

人権関係の団体等について、日吉町と美山町において加盟されている「京都府隣保館連絡協議会中部地域連絡協議会」については、合併により現在の構成等も変わるため、「新市において検討・調整する。」こととする。園部町・日吉町・美山町が加盟している「部落解放・人権政策確立要求南丹地区実行委員会」も、「新市において関係機関と調整する。」こととする。日吉町の加盟している「児童健全育成財団」については、「新市においては加盟しない。」こととする。

戸籍・住民登録関係の団体については、現在4町とも加盟している「園部地区戸籍住民登録外国人登録事務協議会」については、「上部団体に京都府や全国連合会があり、全国的な申し合わせ事項等を協議するので、事務の統一化の上でも必要であり、引き続き加入する。」こととする。

保育所に関する団体で、「京都府保育協会」については4町とも加盟されており、「研修、交流、情報交換等を進める上で連携の必要があることから、引き続き加入する。」こととする。「船井郡保育所連絡協議会・北桑田郡保育士会」、「北桑田・船井保育所長会」、「船井郡栄養士連絡協議会」については、「合併により組織の見直しが必要であるが、研修、交流、情報交換等を進める上で連携を図る必要があるため、新市において検討・調整する。」こととする。なお、「全国保育協議会」、「京都府社会福祉協議会」については、「新市において加入しない。」こととする。八木町の加盟している「町内保育所父母の会連絡協議会」については、「新市域全体の連絡協議会の設置、組織の必要性、あり方、実施事業等について合併後に検討する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第117号： 16-3 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事【説明】

基本的には、先の「公共的団体等の取扱いに関する事」の項で加盟するとしたのものには、当然引き続き負担金・補助金を支出し、組織の見直しや統合の必要性のあるものは、検討を行うこととする。先の項について挙がっていない、28ページ上段「日本スポーツ振興センター共済掛金」、下段「テレビ共聴組合負担金」、29ページ中段「京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合負担金」、30ページ下段「京都府市町村保健師協議会等」についても、「新市においても負担する。」こととする。なお、資料30ページに記載している、現在美山町において実施されている「町内

医療機関医療機器整備費補助金」については「廃止し、地域医療活動助成に包括する。」こととする。

・主な質疑・応答

委員

先ほどのときに質問しなければと思っておったわけですが、京都府社会福祉協議会会費、これは廃止ということになるわけですが、府の社協は加入しておってもメリットがないということでございますけれども、府との関連等々については、この社協自体が見直しになるのかどうか、そこらの点をお伺いしておきたいと思います。

野中会長

事務局。どうぞ。

事務局

ただいまのご質問でございますけれども、京都府の社会福祉協議会の組織の見直し等につきましては、現在承知をしていないところでございますけれども、今調整結果として提案致しましたとおり、実質的に活動の内容がメリット等がないということで、廃止の方向で提案をさせていただきます。

野中会長

ということですが。どうぞ。

委員

多分そういうような返事であろうとは思っておたわけですが、このことについては、他の各町もメリットのないところへ加入するということはないと思うわけですが、他の町と府の社協との関連はどのようになっているか、お伺いしておきます。

事務局

先ほど部会長が申しあげましたように、この京都府の社会福祉協議会の方につきましては、いわゆる保育所が加入をしているということでございまして、現在の町の中でも保育所として府の社会福祉協議会に加入をされていない町が現実ございます関係で、一定そういった町の意見も聞く中で、メリットの関係でデメリット等があるということで、加入をしないということで統一をさせていただきましたので、町の社会福祉協議会の状況ではないということだけ、ご理解を頂きたいと思っております。以上でございます。

野中会長

保育所が直接加入をしないということだけですので、ご理解頂きたいと思うのですが。よろしくお願いを致します。

委員

わかりました。

全員賛成で協議会決定。

協議第118号： 19-4 人権啓発の取扱い(その2)【説明】

分類項目5「隣保館等管理運営事業」、調整項目1「施設数」では、現在園町に隣保館・児童館・老人会館が8ヶ所、八木町に3ヶ所、日吉町に3ヶ所設置されている。調整結果は、「新市のコミュニティ施設として位置付ける施設については、各施設の事情を尊重しながら新市に継承し、地元要望等により払い下げ可能な施設については、新市移行時までに各町において移管する。」こととする。「職員配置については、新市の事務機構及び職員配置の中で調整する。」こととする。「各種事業については、今日までの地域の実情を加味しながら、新市における人権啓発推進の観点に立ち、計画的な事業を展開する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第119号： 19-11 国民健康保険の取扱い(その3)【説明】

分類項目1「概要」では、国民健康保険会計は、被保険者からの保険税と国府等からの交付金等で運営されているが、近年の医療費増加に比べ、その財源とする調整交付金等は年々厳しくなっている現状の中、保険税をどのように設定していくかが、新市においても大変重要なこととなる。調整結果としても、繰入金については保険基盤安定繰入金や財政安定化基金繰入金等の「国保会計で経理する所要の経費相当額を繰り入れる。」こととし、また、医療費の高騰等に対応できるための財政調整基金については、一般的にも常時過去3ヶ年間ににおける保険給付費相当額の平均年額の25%以上保有することとなっているため、調整結果としても「医療費の給付に見合う必要な金額を確保する。」こととする。

分類2「国民健康保険税」、項目3「賦課決定」については、仮算定を設けない本算定のみの方決定方法とすることとする。項目4「税率」については、標準的には応能・応益割合は5割ずつとなっているが、各町の実情も違う中で平成16年度本算定を見ても、応能割合で52%から58%、応益割合で42%から48%と差異がある。なお、応能割は所得割・資産割を、また応益割は均等割・平等割を4町とも採用されている。調整結果は、税率については、「新市において統一する。」こととし、「賦課方式については、現行の(所得割・資産割・均等割・平等割の)四方式から(所得割・均等割・平等割の)三方式に変更する。」こととする。「なお、新税率の適用は、合併の翌年度からとする。」こととする。項目5「納期」については6月からの「10期」とし、「軽減措置」については、「新市として平準化を実施し、7割・5割・2割軽減を適用する。」こととする。「減免規定」については、4町とも制度化されており、基準等の統一を含め「一元化の上、新市に継承する。」こととする。

分類項目3「保険給付」、項目1「出産育児一時金単価」については、4町とも1子につき3

0万円支給されており、「現行のまま新市に継承する。」こととする。「葬祭費」については、園部町・八木町・日吉町が50,000円、美山町が30,000円と若干差が生じているので、「一人あたり50,000円とする。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第120号： 19-16 各種社会福祉事業等の取扱い(その5)【説明】

分類項目2「民生福祉関係」(2)「その他民生安定事業」については、現在美山町において、町に住民登録されている方が亡くなられた場合、葬祭費として1件3千円、また町に定住される方が結婚された場合、1組に対し1万円が支給されている制度がある。調整結果は、いずれも「廃止する。」こととする。

分類3「高齢者福祉関係」(7)「その他高齢者福祉関係事業」については、現在園部町において、町に居住する65歳以上の方に対し、はり・きゅう・マッサージ施術に対する施術助成が行われている。この制度についても「廃止する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第121号： 21-3- 戸籍、住民登録事務の取扱い(その4)【説明】

分類項目9「窓口対応の方法」については、「住民サービスの低下に繋がらないように対応する。」ため「総合窓口」を基本とすることとする。調整項目2「時間外の窓口対応」については、現在1町で実施されている延長日の時間外窓口も含め、「新市において、実施する。」こととする。

・主な質疑・応答

委員

時間外の窓口対応なんですけれども、現行の状況は各町どうなっていますか。

事務局

現在の状況でございますけれども、園部町において毎週第2・第4水曜日が延長されているという状況でございます。

野中会長

ということでございますが、どうぞ。

委員

合併をするにあたって、各支所の窓口対応がいわゆる時間的にばらばらだということはおかしいと思うのですけれども、例えば園部町はこの曜日は延長されておると、他の支所についてはないとか、あるいは、昼はあの町はやっているけれどもこの町はやっていないと、これこそいわゆる一元化をする必要があるのではないかと考えますがいかがですか。

事務局

ただいまのご質問のとおり、本庁・各支所におきましても、統一した形で窓口延長等考えているという方向でございます。

野中会長

よろしゅうございますか。

委員

現行のままだと書いてあるのですけれども、いわゆる新市に移行後、一元化をするという解釈でよろしいですか。

野中会長

ちょっと違うねえ、それは。時間外の窓口の対応と日常の窓口の対応との2つに分けてあるので、その辺を事務局がきちっと説明しておかないと。

事務局

時間外の窓口対応の中の昼休みの対応につきましては、現在4町とも同様の対応をされておりますので現行のままという形になっております。なお、延長日につきましては、先ほど部会長が申しあげましたとおり、現在園部町におきまして、第2・第4水曜日に午後7時30分まで延長されております。ただ、その利用者数等につきましては、月によってとかいろいろ若干の実情がございますので、そういった住民に一定周知をする意味でも、もう少しこの点につきましては見直しも含めまして検討はしていきたいと、しかしこのことについては、一定住民サービスの低下をさせないという観点で、実施をしていく方向で今現在調整をしております。なお、夜間・祝休日の対応につきましても、現在どの町とも同様の対応をしておりますので、「現行のまま新市に移行する。」という状況になっております。以上でございます。

野中会長

ご理解頂けますか。

委員

(「了解」の声。)

全員賛成で協議会決定。

=====

(建設・産業・上下水道小委員会関係)

別紙資料に基づき、協議第122・123号(2議案)を、建設・産業・上下水道小委員会・柿迫委員長より説明。以下は、11月22日の第10回小委員会において協議を行い、調整結果の案として決定したものである。

協議第122号： 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事【説明】

分類項目1「構成」、調整項目1「委員数」については、4町とも農業委員会を設置しており、委員数としては4町合計で、選挙による委員52人、議会推薦による委員19人、各種団体推薦による委員7人、総数で78人となっている。また委員の任期については、美山町が本年7月・八木町が10月に改選があり、園部町・日吉町は平成17年7月が改選時期となっている状況である。なお、新設合併で町が廃止されれば各町の農業委員会も廃止されるため、農業委員は全て身分を喪失することとなる。調整結果は、新たに「新市に1つの農業委員会を設置する。」また「選挙委員定数は30人とする。尚、委員不在の空白期間により住民サービスを低下させないため、4町の農業委員会の選挙による委員であった者の内、30人については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定（在任特例）を適用し、新市移行後6ヶ月間を限度として、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。又、議会、農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区からの選任委員は、合併後に新たに選任する。」こととする。調整項目2「選挙区」については、現状は4町とも町内全域を1つの選挙区として選挙による委員の選挙を実施している。調整結果は、農業委員は地域の農家との密接な関わりがあるため、新市移行後は農業委員会に関する法律第10条の2第2項を適用し、「旧町ごとにそれぞれ1つの選挙区を置き、各選挙区の選挙すべき委員の定数は次のとおりとする。旧園部町区域：9人、旧八木町区域：8人、旧日吉町区域：6人、旧美山町区域：7人とする。」こととする。調整項目3「協力員」については、現状では4町とも協力員は設置していないが、合併後においては1人の農業委員の担当地域が広範囲となり、業務の遂行が困難になることが予想される。調整結果として、「農業委員会活動及び農政全般の推進のため、新市移行後、協力員の設置について検討する。」こととする。

分類項目2「予算」、調整項目1「報酬」については、4町の農業委員会の会長・職務代理・委員の報酬に相違がある。調整結果は、「報酬額については、（合併協定項目10の）特別職等の身分の取扱いに関する項において、調整する。」こととする。調整項目2「農業委員会事業」については、4町とも同様の農業委員会交付金事業、農地保有合理化事業を実施している。調整結果としては、「新市においても国府補助事業を活用して事業を実施する。」こととする。

分類項目3「会議」、調整項目1「総会」は、4町とも毎月1回総会を開催しており、農地法等に係る各種申請の審議を行っている。調整結果としては、「新市においても、毎月1回開催を基本とする。」こととする。調整項目2「部会等」については、現状では3町において複数の任意の部会を設置して、それぞれの目的に応じた活動を随時行っている。調整結果としては、4町が合併することによって選挙による委員の定数が21人を超えることになり、法に基づいた権限のある部会の設置ができることとなる。調整結果は、「新市移行後、農業委員会法により農地部会等を設置する。」こととする。

分類項目4「その他」、調整項目1「関連団体」については、3町が船井郡農業委員会協議会、1町が北桑田郡農業委員会協議会に加入しているが、京都府の組織再編に伴い、協議会の組織を

統一する検討がされている状況がある。調整結果としては、「新市移行後、近隣市町と組織の統一に向けた検討を図る。」こととする。調整項目2「システム導入状況」は、農地等情報管理システムは4町とも導入を行っているが、システムやデータ内容に相違があり調整が必要となる。また、農地等地図情報システムについては、1町で導入を行っているが、他の3町は未実施となっている。調整結果としては、「農地等情報管理システムについては、新市移行時に統一を図る。又、農地等地図情報システム等、他のシステムとの連携については、新市移行後、統合に向け速やかに調整する。」こととする。調整項目3「選挙人名簿」については、4町とも毎年1月1日現在の選挙人名簿の作成を行っている。調整結果は、各町で選挙人名簿の作成が同様の基準で作成されており、「現行のまま、新市に継承する。」こととする。

全員賛成で協議会決定。

協議第123号： 19 - 27 下水道等の取扱い(その4)【説明】

分類項目12「流域下水道事業負担金」、調整項目1「桂川中流流域下水道事業負担金」については、2町においてそれぞれ各町の状況に応じて、建設負担金・維持管理負担金・先行投資負担金として京都府に支出をしている。流域下水道とは、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、原則として都道府県が行うものである。桂川中流流域下水道は、京都府が下水道の根幹的施設である幹線管渠(かんきょ)ならびに終処理場を設置し、関係する2町が、流域下水道の幹線管渠に接続する支線管渠からなる関連公共下水道を整備している。合併によって流域下水道事業としての要件がなくなることになるが、合併により1つの市町村となった場合には、流域下水道を管理している京都府と合併関係市町村との協議により、特例として10年を超えない範囲で引き続き流域下水道とみなす特例規定が「市町村の合併の特例に関する法律」において設けられている。調整結果としては、京都府と協議を行うことにより、「桂川中流流域下水道事業負担金は、現行のまま新市に引き継ぐ。」こととする。「桂川中流流域下水道事業については、合併特例法(市町村の合併の特例に関する法律)を適用し、合併後10年を超えない期間内に、流域下水道から公共下水道への移行、移管を行う。移行、移管後における事業の建設投資は新市が行い、それ以外の起債償還ならびに財産等の詳細な移管方法は、期間内に京都府と協議し決定する。」こととする。

・主な質疑・応答

野中会長

説明は、以上のとおりでございます。質疑等について、協議項目ごとにお諮りを致します。

それではまず、協議第122号「農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関すること」について、ご意見・ご質問をお伺いを致したいと思います。

私が発言するのは少々出すぎたことかもしれませんが、私は農業委員会のあり方というのは抜

本的に見直すべきだという理論を持つ一人でございます。むしろ農業委員会は廃止してもいい、なぜなら今の農地で一番必要なのは、審議機関よりも、いかに放置農地を守り、地域の農業が高齢化を迎えていく中で、どれだけ地域あげての農業ができるのかというシステムづくりを徹底して我々を行わない限り、それこそもう5・6年もしない間に、必ず放置農地が出て参ります。放置農地が出て参りましたら、4・5年もしたらもう木が生えてしまいます。そしたら、基盤整備をした立派なよい土地のど真ん中に、木が生えるような危険性が多分に出て参ります。このことを阻止できるのは、やはり各集落ごとでみんなが協力して放置農地を起こさないための農地の守り方をどうするかということを実際に考えて対応すべきである。この中にあるような協力員制度を各集落ごとに行って、やはりみんなが共同で農地を守れるような体制づくりを対応しない限り、10年もしたら大変な時代になる可能性が多分にある。今の60代・70代の皆さんが農業ができなくなったら、その次の代の皆さんはほとんど外に出ておられまして、農業のできる人がほとんどなくなる。この辺をやはり今から我々が地域農業をどう守るのかを実際に考えて欲しいというのが、私の率直な意見でございます。これについてやはり私は、農業委員会問題はこれはこれなりに協議を頂いて決めて頂いたらありがたいというふうに思いますけれども、それ以前の問題もみんなが深刻に考えていこうということだけは一つ、これからの農地のあり方について皆さんが今日このことだけはお持ち帰りを頂いて、各町ごとに、また各地域ごとにそういう農地を守る体制づくりについて真剣にお取り組みを頂くことを、私はこの機会にお願いを申し上げておきたいというふうに思います。個人的見解を申し上げて失礼でございますが、よろしくお願いを致します。

全員賛成で協議会決定。

(2) その他

- ・ 第6回合併協議会の会議録について
資料に基づき、事務局より説明
- ・ 第8回合併協議会の日程及び議題について
資料に基づき、事務局より説明

日 程 平成16年12月27日(月) 午後1時30分～

場 所 美山町 美山文化ホール

議 題

- ・ 協議事項 合併協定項目の調整結果について

- ・ その他

4. 閉 会

- ・ 仲村 脩副会長より閉会の挨拶（全文）

仲村副会長

〔 閉会挨拶 〕

それでは閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日委員の皆様方には、第7回合併協議会を開催致しましたところ、大変お忙しい中お集まりを頂き、大変ご苦勞様でございました。また、ただいまは協議会によって提案されました16協議案につきまして、慎重審議を頂いた結果、全て提案どおりご決定を頂きました。誠にありがとうございました。

本協議会では先の第6回協議会におきまして、それぞれの町において、合併協の主体とする町民懇談会等を頂いたところでございます。大変ご苦勞様でございました。そういった中でですね、新市建設計画の基本構想・将来構想等を説明を頂く中でいろいろと住民の意見を聞いて頂き、そのことを反映して今まさに新市建設計画の全体像の素案というものも検討の俎上に上っておりますところでございます。

今日の協議結果を持ちまして、調整項目約98%超になったかというふうに思っておりますけれども、これからまさにそういった新市建設計画の将来像も含めまして、協議もいよいよ大詰めになって参るかというふうに思っておりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。なお、次回はただいまご承認頂きましたように、12月27日といったような年末を控え大変ご多忙の時期になるというふうに思いますけれども、ご出席頂きますようお願い申し上げます。今回も、大変ご苦勞様でございました。

以上